

法人の県民税・事業税の超過課税の概要

法的根拠	超過課税：地方税法第1条第1項第5号 不均一課税：地方税法第6条第2項					
実施目的	「新型コロナウイルス感染症拡大の影響に係る経済対策の推進」、「災害に強い県土づくりの推進」及び「県内経済の持続的な発展に向けた幹線道路の整備」に要する財源に充てるため					
適用期間	令和2年11月1日から令和7年10月31日までの間に終了する事業年度分について適用(5年間)					
税 率	普通法人の税率のみを記載しています。特別法人の税率とは異なります。 (単位：%)					
	区 分	課税標準及び 税率の適用区分		令和元年10月1日 以後に開始する 事業年度	令和2年4月1日 以後に開始する 事業年度	
				超過税率 (標準税率)	超過税率 (標準税率)	
	法人県民税 (法人税割)	法人税額		1.8 (1)		
	法 人 事 業 税 (主なもの)	資本金の額又は 出資金の額が 1億円を超える 法人	所得			
			・年400万円以下の金額	0.472 (0.4)		
			・年400万円超 800万円以下の金額	0.826 (0.7)		
			・年800万円超の金額	1.18 (1)		
		付加価値額		1.26 (1.2)		
		資本金等の額		0.525(0.5)		
		資本金の額又は 出資金の額が 1億円以下の法 人	所得			
			・年400万円以下の金額	3.71 (3.5)		
			・年400万円超 800万円以下の金額	5.618(5.3)		
			・年800万円超の金額	7.42 (7)		
	電気供給業(送配電部門)、 ガス供給業、保険業、貿易保険業		収入金額	1.06 (1)		
	電気供給業 (発電・小売 部門)	資本金の額又は 出資金の額が 1億円を超える 法人	収入金額	1.06 (1)	0.8025(0.75)	
				付加価値額	—	0.3885(0.37)
				資本金等の額	—	0.1575(0.15)
		資本金の額又は 出資金の額が 1億円以下の法 人	収入金額	1.06 (1)		
	所得		—	1.9425(1.85)		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 法人事業税の超過税率については、特別法人事業税と合わせた実質的な税負担が標準税率の5%増しとなるように設定しています。 ○ 「中小法人に対する不均一課税」の対象となる法人は、上の表の()内の税率が適用されます。 ○ 法人県民税(均等割)は、超過課税を実施しておりません。税率は、県税ホームページでご確認いただくか、県税事務所にお尋ねください。 						
中 小 法 人 に 対 す る 不 均 一 課 税	【重要】 次の基準に該当する場合は超過課税の対象となりません。					
	区 分	不均一課税の適用基準				
	法人県民税 (法人税割)	資本金の額又は出資金の額が2億円以下で、かつ、法人税額が年4,000万円以下の法人				
法人事業税	資本金の額又は出資金の額が2億円以下で、かつ、所得金額が年1億5,000万円(収入金額を課税標準とする法人にあっては、収入金額が年12億円)以下の法人					
税収規模	1,000億円程度(5年間)					